別表六の二（五）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第３項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二⑴⑵の表中

個別帰属額基準額 ⑵×20/100－（別表六の二（七）「８」）	6	を
個別帰属額基準額 ⑵×20/100	6	に、
繰越税額控除限度超過額		を
（38の計）		に、
個別帰属額基準額 ⑵×20/100－（別表六の二（七）「８」）		を
個別帰属額基準額の残額 ⑿又は（⑿－⑻）－（別表六の二（七）「16」）		に、
個別帰属額基準額 ⑵×20/100		を
個別帰属額基準額の残額 ⑿又は（⑿－⑻）		に、
連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）		を
連結所得の金額 （別表四の二「55の①」）		に、
総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100－（別表六の二（七）「25」）	24	を
総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100	24	に、
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「14の②」）		を
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「15の②」）		に、
総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100－（別表六の二（七）「25」）	24	を
総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100	24	に、
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「14の②」）		を
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「15の②」）		に、
総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100－（別表六の二（七）「25」）		を
総調整前連結税額基準額の残額 ㉘又は（㉘－㉕）		に、
平・・ 平・・ （別表六の二（二十一）付表「10の②」）		を
平・・ 平・・ （別表六の二（二十一）付表「11の②」）		に、
平・・ 平・・ （別表六の二（二十二）付表「10の②」）		を
平・・ 平・・ （別表六の二（二十二）付表「11の②」）		に改め、同表の記

載要領第⑴⑴号中「別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表」を「別表六の二（二十二）又は別表六の二（二十二）付表」に改める。

別表六の二⑴⑺の表中

連結所得の金額 （別表四の二「56の①」）		を
連結所得の金額 （別表四の二「55の①」）		に、
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「16の②」）		を
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「17の②」）		に、
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十一）「17の②」）		を
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「18の②」）		に、
平・・ 平・・ （別表六の二（二十一）付表「13の②」）		を
平・・ 平・・ （別表六の二（二十二）付表「13の②」）		に、
平・・ 平・・ （別表六の二（二十一）付表「14の②」）		を
平・・ 平・・ （別表六の二（二十二）付表「14の②」）		に改める。